

# 北広島市舗装維持管理協定書

北広島土所第 号  
平成 年 月 日

.....  
..... 様

道路管理者  
北広島市長 上野 正三

平成 年 月 日付北広島土所指令第 号にて承認した、道路工事について、道路法第 87 条の規定に基づく承認条件として、下記のとおり協定を締結する。

## (目的)

第 1 条 この協定は、未舗装箇所を舗装する又は舗装箇所を格上舗装する工事の施工箇所の維持管理について、責任区分を明らかにすることにより、道路を適正に維持することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この協定では、甲、乙について、下記のとおり定義する。

甲とは、道路管理者 北広島市長 上野 正三 とする。

乙とは、.....  
.....とする。

## (適用範囲)

第 3 条 この協定が適用される範囲(以下「協定範囲」という。)は、平成 年 月 日付北広島土所指令第 号にて承認した道路工事の施工箇所のうち、別添図面に示すとおりとする。

## (協定範囲の維持管理)

第 4 条 乙は協定範囲を常に良好な状態に保つため、次の各号に掲げる維持管理を、乙の責任において行うものとする。

- (1) 協定範囲の補修(市が行なう道路の除雪による損傷箇所を含む)
- (2) 協定範囲の清掃
- (3) 協定範囲の防滑処理

## (費用負担)

第 5 条 前条に係る費用は乙が負担するものとする。

## (損害及び紛争)

第 6 条 乙は第 4 条に定める維持管理に起因して他に損害又は紛争を生じさせたときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、乙の責任において処理しなければならない。

(協定の破棄)

第7条 乙がこの協定に違反した又は甲に道路法第71条の規定に基づく事由が生じた場合は、甲はこの協定を破棄し、同法の規定に基づく処分を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

協定締結日 平成 年 月 日

甲 住所 北広島市共栄 196 番地 1  
氏名 道路管理者  
北広島市長 上野 正三 ⑩  
連絡先 建設部土木事務所維持管理スタッフ 道路工事承認担当  
TEL 011-372-3311(内線 758)

乙 住所 .....  
氏名 .....  
..... ⑩  
連絡先 .....  
.....